

町民の皆さまへ

本 山 町

お手続きは不要です。

■簡易水道基本料金の免除について

本町では、物価高騰の影響を受けている町民の皆様及び事業者(官公庁を除く)の負担を軽減する支援策として、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金2ヵ月分を免除します。お手続きは不要です。

令和8年8月～9月検針分の2ヵ月間が対象となります。

- ・免除となるのは、基本料金のみとなりますので、基本料金を超えた水道使用分(家庭用の場合、使用水量9 m^3 以上)については対象外となり、水道料金が発生します。
- ・今回の臨時措置について、本山町水道班からの電話や訪宅はありませんので、詐欺等に注意してください。

お申込が必要です。

■飲料水供給施設等運営支援補助金について

簡易水道を利用されていない方に対しましても、飲料水施設の運営維持支援として、1世帯当り2,720円(簡易水道家庭用料金8 m^3 以内の2ヵ月分相当)を補助します。

申請者は、①飲料水供給施設を管理する施設管理者が代表で申請、あるいは
②個人で給水している方が申請者となります。

※簡易水道基本料免除・飲料水供給施設補助・個人補助の併用はできません。

- 必要書類は、①飲料水供給施設を運営する施設管理者の方は、本人確認の分かるもの(運転免許証等)・利用世帯名簿・振込口座が分かるもの(通帳と印鑑「認印可」)
②個人で給水している方は、本人確認の分かるもの(運転免許証等)・振込口座が分かるもの(通帳と印鑑「認印可」)

※必要書類は、ホームページからダウンロードが可能です。

提出先は、本山町役場 建設課 水道班までお願いします。

申込期限は、令和8年11月30日(月)午後5時までです。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

本山町役場 建設課 水道班 0887-76-3917